

京都自動車
健康保険組合

健・保・通・信

2015年 春号 No.160

- 平成27年度予算
- 疾病予防と健康づくり事業
- 保健事業の年間スケジュール表
- マイナンバー制度について



ホームページを
ご覧ください。

京都自動車健康保険組合

検索

平成27年度予算が 決まりました

一般勘定…………… 27億4,115万円
介護勘定…………… 2億4,783万円

京都自動車健康保険組合の平成27年度予算案が、去る2月12日
第130回組合会において可決承認されましたので、お知らせします。

健康保険の予算概要

平成27年度の予算編成にあたっては、平成26年度収支決算見込み及び過去3ヶ年の推移を基礎として算定しました。

保険料収入の基礎となる「被保険者数」は前年度より100人増の5,200人を、「平均標準報酬月額」は、前年度より3,000円増の332,000円を、「賞与」は、前年度と同じ2.3ヶ月と見込みました。

収入では、上記基礎数値を基に、現行保険料率9.4%を乗じた結果、前年度より3千7百万円増の22億8千4百万円の保険料収入を見込んでいます。

支出では、「保険給付費(医療費含)」は、本人の医療費が、加入員の高齢化や医療の高度化により増加しているが、家族の医療費が減少傾向にあり、前年度より3千万円の増額で13億円と見込んでいます。

高齢者医療費にかかる納付金等については、「前期高齢者納付金」が前期高齢者の医療費が増加したことにより前年度比5千7百万円の増額で5億8千9百万円、「後期高齢者支援金」が前年度比2百50万円の増額で5億6千万円、「退職者給付拠出金」が雇用等の延長等で前年度比4千5百万円減の5千9百万円となり、納付金等の合計では12億1千万円となりました。

支出合計では前年度比7千7百万円増の27億4千万円と見込みました。

以上により本年度の予算編成は、保険料収入が22億8千4百万円に対し、支出総額が27億4千万円になり、不足分4億5千6百万円については別途積立金等から賅うことになりました。

介護保険の予算概要

収入では、現行保険料率1.4%による介護保険料収入は2億1千5百万円となりました。支出では、介護納付金が9百万円増の2億4千7百万円となりますが、繰越金・繰入金から3千3百万円を充当し、現行の介護保険料率を維持することといたしました。



平成27年度 収入支出予算概要



●健康保険分

収入 (千円)	保険料	2,284,132
	国庫負担金	1,141
	調整保険料	32,102
	繰越金	29,000
	繰入金	364,755
	国庫補助金	569
	財政調整事業交付金	27,670
	雑収入	1,783
合計	2,741,152	

支出 (千円)	事務費	80,587
	保険給付費	1,300,555
	納付金	1,210,208
	前期高齢者納付金	589,885
	後期高齢者支援金	560,917
	退職者給付拠出金等	59,406
	保健事業費	81,197
	還付金	207
	財政調整事業拠出金	32,102
	積立金	3,000
	連合会費・その他	2,502
	予備費	30,794
合計	2,741,152	

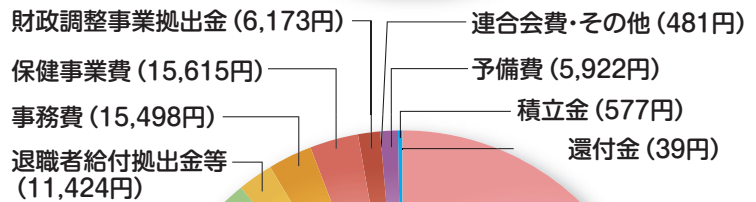
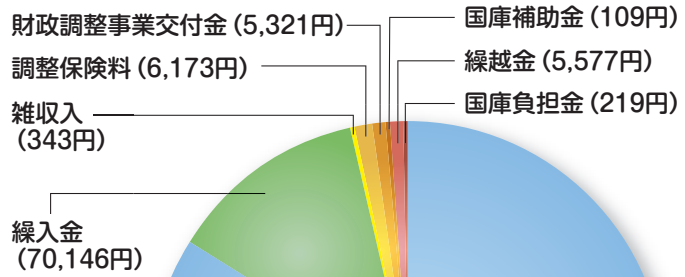
経常収支差引額 ▲368,129千円

●介護保険分

収入 (千円)	保険料	215,154
	繰越金	527
	繰入金	32,148
	雑収入	2
合計	247,831	

支出 (千円)	介護納付金	247,699
	還付金	132
合計	247,831	

被保険者1人当たりでみると



予算編成の基礎となった数字

被保険者数 / 5,200人 (男性 / 4,510人、女性 / 690人)

平均標準報酬月額 / 332,000円 (男性 / 346,561円、女性 / 234,856円)

平均年齢 / 40.22歳 (男性 / 40.91歳、女性 / 35.65歳)

被扶養者数 / 6,119人

健康保険料率 / 1,000分の94
(事業主 / 1,000分の49 被保険者 / 1,000分の45)

一般保険料率 / 1,000分の92.7
(事業主 / 1,000分の48.322 被保険者 / 1,000分の44.378)

基本保険料率 / 1,000分の43.58
(事業主 / 1,000分の22.717 被保険者 / 1,000分の20.863)

特定保険料率 / 1,000分の49.12 (納付金等の支払いにかかる保険料率)
(事業主 / 1,000分の25.605 被保険者 / 1,000分の23.515)

調整保険料率 / 1,000分の1.3
(事業主 / 1,000分の0.678 被保険者 / 1,000分の0.622)

介護保険の対象となる被保険者数 / 3,950人

調整保険料率 / 1,000分の14
(事業主 / 1,000分の7 被保険者 / 1,000分の7)



疾病予防と健康づくり事業



当健康保険組合では、毎年被保険者や被扶養者の皆様の健康づくりに役立つ事業として、疾病予防のための健診を中心に保健指導等の事業を実施しています。皆様の積極的なご参加をお待ちしています。



特定健康診査・特定保健指導の実施



平成20年4月より医療制度改革の一環として、40歳以上75歳未満の被保険者および被扶養者を対象に、脂質異常・高血圧・高血糖などのメタボリックシンドローム予防の観点から、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられました。

つきましては、当健康保険組合におきましても、次のとおり特定健康診査・特定保健指導を実施いたします。皆様の健康管理の一助として、この機会にご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

健診等でメタボリックシンドローム予備軍

または有病者と判定された方につきましては、後日、特定保健指導を受けていただくこととなりますので併せてお願い申し上げます。メタボリックシンドロームのリスクの軽減・改善を目的に、専門家による効果的な保健指導を実施します。

この事業による個人のプライバシーに関する事項は、一切外部には漏れませんので、安心してご活用いただきますようご案内いたします。

また、不明な事項等がございましたら当健康保険組合までお尋ねください。



特定健康診査実施要項



- 対象者 40歳以上の者(平成28年4月1日までに順次40歳に達する者)から74歳までの被扶養者。
- 一部負担金 無料
- 利用回数 年度内1回を限度とする。ただし、同年度内に巡回家族健診や人間ドックを受診された方、または受診を予定されている方は除く。
- 実施医療機関 集合契約で特定健康診査を実施している医療機関については実施可能です。なお、京都の医療機関については当組合ホームページに掲載しています。
- 申込方法 ①受診希望者は個人で特定健康診査実施医療機関に予約してください。
②予約後、特定健康診査申込書に必要事項を記入のうえ、事業所の健康保険事務担当者を通じて当組合に申し込んでください。
③申込書提出後、当組合より受診券を発行します。
- 受診方法 当組合発行の受診券と被保険者証を受診当日に医療機関窓口へ提出のうえ、受診してください。



特定保健指導実施要項



- 対象者 健診の結果から、腹囲もしくはBMIが基準値以上であり、かつ、脂質異常・高血圧・高血糖のリスクおよび喫煙歴(前記リスクが1つ以上ある場合にのみカウント)が1つの場合「動機づけ支援」、2つ以上の場合「積極的支援」に該当。ただし、治療中の方は除く。
- 受診方法 ①当組合から利用券を発行し、原則健診を受診された医療機関において特定保健指導を受けてください。
②健診を受診された医療機関で特定保健指導の実施が困難な場合は、当組合に連絡をいただきましたら、当組合の委託保健師により、特定保健指導を実施いたします。この場合は委託保健師と相談のうえ、自宅訪問または会場において受診していただきます。
- 評価 「動機づけ支援」および「積極的支援」とも6ヶ月後にアンケートなどにより効果判定をします。
- 費用 無料

保健事業の年間スケジュール表

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特定健康 調査事業	・集合契約機関	*対象者 40歳(平成27年4月1日までに順次40歳に達する者)から74歳までの被扶養者 ①申込書受付 ②受診券発行(送付) ③健診実施医療機関で受診(自己負担無料) ④情報提供												
特定保健 指導事業	・集合契約機関 ・当組合随時契約機関	*対象者 メタボリックシンドローム予備軍、有病者(内臓脂肪型肥満)該当者(治療中の方は除く) ①当組合で階層化して優先順位作成 ②案内文と保健指導利用券を発行(送付) ③保健指導実施機関で受診します(自己負担無料) (ア) 動機づけ支援 原則1回の支援。医師、保健師、管理栄養士等の専門知識を有する者による面接指導と6ヶ月経過後に面接または電話やEメール等の通信手段を利用して効果の状況を確かめ評価します。 (イ) 積極的支援 3ヶ月以上複数回にわたって継続して支援。医師等による面接指導。行動目標・支援計画の作成。6ヶ月経過後に面接または電話やEメール等の通信手段を利用して効果の状況を確かめ評価します。												
疾病 予防 費	人間ドック	年間随時受付(別表1(6ページ)参照)												
	生活習慣病健診	年間随時受付(別表1(6ページ)参照)												
	巡回家族健診	実施医療機関、自己負担金(別表1(6ページ)参照)												
	がん検診PET検査補助	年間随時受付(別表1(6ページ)参照)												
	PET検査+人間ドック	年間随時受付(別表1(6ページ)参照)												
	大腸がん検診											郵送による検診で実施 自己負担金は無料		
	子宮頸がん検診													
インフルエンザ 予防接種補助	各自医療機関で接種													
保健 指導 宣伝 費	新入社員向冊子											4月入社の新入社員 全員に社会保険に 関する冊子を配布		
	産婦向冊子	出産された被保険者および被扶養者を対象に「赤ちゃん和妈妈」を産後1年間配布												
	事務連絡会(健康保 険事務担当者対象)	算定基礎届に 関する説明会												
	健康づくり講習会	生活習慣病予防等 について専門講師 による講習会(予定)												
	医療費通知							該当被保険者全員に配布			該当被保険者全員に配布			

健康保険料、介護保険料の料率について

京都自動車健康保険組合の平成27年度の健康保険料率、介護保険料率については、平成26年度より変更はありません。

●健康保険料率および介護保険料率の負担割合(単位:千分率)

健康保険料率			介護保険料率		
事業主	被保険者	計	事業主	被保険者	計
49.0	45.0	94.0	7.0	7.0	14.0

事業所削除に伴う組合規約の一部変更について

※設立事業所の削除

・「相互車輛株式会社」 平成27年2月13日付

別表1

対象者は35歳以上の被保険者および被扶養者(家族)。
 特定健診については、40歳以上の被保険者および被扶養者に限る。

○が実施項目

実施医療機関	電話番号	人間ドック(上段:コース名、下段:自己負担金)										検診車による巡回検診		所在地
		一泊ドック	外来ドック	外来+脳MRIドック	脳MRIドック	脳ドック	生活習慣病ドック	PET検診	外来+PET	特定健診	胃部検査選択	生活習慣病健診	巡回検診	
		25,000円	10,000円	20,000円	10,000円	18,000円	7,500円	注1	注2	無料	胃がん	循環器3,000円 消化器1,000円	5,000円	
京都鞍馬口医療センター	075-441-6143	○ 木のみ	○	○	○		○			○	■			北区
明石病院	075-313-1453	○	○							○	●			下京区
安達消化器科・内科病院	075-712-5558											○		左京区
宇治川病院	0774-22-1335	○	○								□ 金のみ			宇治市
大津赤十字病院	077-522-5165	○	○	○						○	●			大津市
大澤クリニック	075-256-7355		○							○	□ 月、金のみ			中京区
京都桂病院	075-392-3501	○	○	○		○ 木のみ					●			西京区
京都きづ川病院	0774-54-1116	○	○	○	○	○				○	●			城陽市
京都工場保健会	075-823-0530	○	○	○	○					○	●	○	◎	中京区
京都工場保健会 (宇治健診センター)	0774-48-1270		○											宇治市
京都四条病院	075-361-5471											○		下京区
京都第一赤十字病院	075-561-1121	○	○								●			東山区
京都第二赤十字病院	075-212-6151	○	○							○	●			上京区
京都予防医学センター	075-811-9137		○							○	●	○		中京区
近畿健康管理センター	077-551-0500		○							○		○		栗東市
山科武田ラクト健診センター	075-581-6696	○	○							○				山科区
済生会京都府病院	075-955-0111	○	○								●			長岡京市
御池クリニック	075-823-3080		○	○		○		○			●			中京区
四条烏丸クリニック	0120-012-770		○								●			中京区
澤田医院	0773-62-1399											○		舞鶴市
蘇生会総合病院	075-621-3101		○	○	○	○				○	●			伏見区
向日回生病院	075-934-6881		○							○	□ 木、金のみ			向日市
武田総合病院	075-572-6976	○	○											伏見区
武田病院健診センター	075-365-0825	○	○	○	○					○				下京区
武田病院画像診断センター	075-361-1680							○	○ PET					下京区
帝国ホテルクリニック	06-6881-4000	○	○											大阪市
西村診療所	075-365-3339	○	○								●			下京区
舞鶴赤十字病院	0773-75-1920	○	○	○						○	●			舞鶴市
三菱京都病院	075-381-2111		○							○	●			西京区
明治国際医療大学附属病院	0771-72-1221	○	○							○	□ 金のみ			南丹市
大和健診センター	075-256-4141	○	○		○						□ 月、火、水、木			中京区
洛和会音羽病院	075-593-7774	○	○							○	●	○		山科区
済生会滋賀県病院	077-552-9806	○	○	○		○								栗東市
公立甲賀病院	0748-65-1612	○	○	○		○					●			甲賀市
滋賀保健研究センター	0120-35-9997	○	○											野洲市
福知山市民病院	0773-22-2101		○	○	○									福知山市
田辺中央病院	0774-63-1111		○	○		○								京田辺市
舞鶴共済病院	0773-62-2510		○	○		○								舞鶴市
丹後中央病院	0772-62-0791		○	○		○								京丹後市
京都城南診療所	075-623-1113											○		伏見区
あまの創健	06-6251-0990												○	大阪市

[注] ●印…胃部検査でバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 □印…曜日により胃部検査でバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 ■印…条件付きで胃部検査がバリウムと胃カメラが選択できる機関。
 ◎印…京都工場保健会がとりまとめて実施。
 無印…胃部検査はバリウムのみ実施。

●施設窓口負担

注1	御池クリニック	PETベーシックコース 82,600円
	武田病院画像診断センター	PET-CTコース 77,200円
注2	武田病院健診センター 武田病院画像診断センター	外来ドック+PET-CT 57,200円

4月は進学・就職の時期です



被扶養者異動届を お忘れなく

被扶養者で学生等の方々が、就職などで新しく健康保険証をもらわれた場合は、5日以内に事業所を通じて当組合まで、被扶養者異動届に保険証を添えて提出してください。

また、被扶養者が進学などにより別居される場合は、住所変更の届け出を併せてお願いいたします。



家庭常備薬の有償斡旋事業

被保険者ならびにご家族の方々の疾病予防・応急手当等の一助として、家庭常備薬の有償配付を実施します。

実施時期

6月・11月



組合会議員退任のお知らせ

下記の方が当健康保険組合の議員を退任されました

選定議員	中川 雅晴	相互車輛株式会社	任期	平成17年4月1日～平成27年2月12日
------	-------	----------	----	----------------------

長年にわたり組合運営にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

任意継続被保険者の標準報酬月額について（公告）

健康保険法第47条第2項の規定により当健康保険組合の平成26年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額（335,387円）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなし、標準報酬月額を次のとおり定め、平成27年4月1日より適用します。平成26年度より変更はありません。

標準報酬月額340,000円以上の方は340,000円となります。

340,000円



Oshiete
教えて!

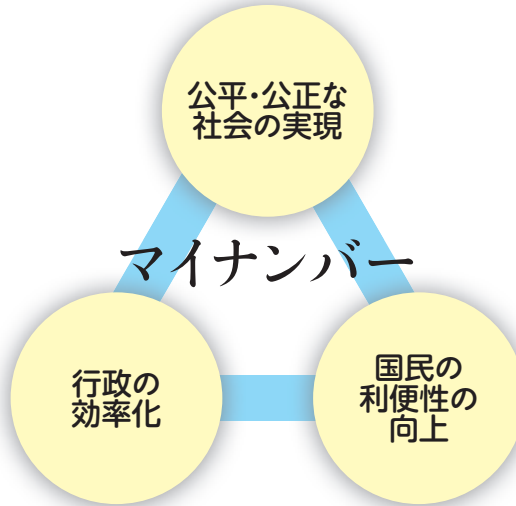
キーワード

マイナンバー

平成27年10月から、国民一人ひとりに個人を特定する12桁のマイナンバーが割り当てられます。平成28年1月以降は、順次法律に定められた健康保険などの公的な事務手続きの際に必要なになっていきます。

公平・公正で便利な社会をめざして

マイナンバー制度とは、公平・効率的に行政サービスを提供するために、国民一人ひとりに個人が特定できる異なる番号を割り当てるといったものです。固有の番号で個人が特定できるようになりますから、正確に所得を把握してきめ細かく社会保障が行われるようになります。また、行政事務の効率化で間違いの予防につながります。便利で公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)になることが期待されています。



社会保険の手続きや納税などで必要に

マイナンバーの運用は平成28年1月から開始される予定です。運用開始後は、健康保険や年金などの社会保険の手続きや納税などの際に個人のマイナンバーが必要となります。源泉徴収や社会保険の保険料の徴収など、事業主などの民間企業が個人に代わって行政に手続きを行うこともありますから、勤務先などに自分や家族のマイナンバーを提示することになるでしょう。

マイナンバーのポイント

- **付与される12桁の番号は一生同じ**
個人を特定するための番号ですから、付与された番号は原則として生涯変わりません。
- **番号の通知は平成27年10月から**
平成27年10月から、住民票の住所に番号が記載された通知カードが送付されます。
- **社会保険や税などの手続きに使う**
平成28年1月以降は、社会保険や確定申告などの手続きを行う際に必要になります。
- **個人情報とは各団体で分散管理**
税や年金額など重要な個人情報は各団体で管理され、カードには記録されません。